

自動販売機設置事業者募集要項

松山市では、市有港湾施設に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾したうえで参加してください。

1 目的

市有港湾施設を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、経費削減及び歳入を確保する。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り、参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては愛媛県内で継続して 1 年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定又は覚書を結んでいること。

3 自動販売機販売商品及び自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機の中で販売する商品は、次の各号に定めるものとする。
 - ①酒類を除く飲料（必須）
 - ②ノンアルコール飲料であっても酒類を連想させる飲料は不可（ビール、ワイン、カクテル、酎ハイ、日本酒、焼酎、梅酒等）
- (2) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する料金は、次の各号に定めるものとする。
 - ①「使用料」

1 年 1 平方メートルあたり、654 円（松山市港湾施設使用条例に基づき算出）
ただし、面積が 1 平方メートルに満たない端数が生じたときは、切り上げる。
（参考金額）年額：1,300 円程度
 - ②「売上手数料」

当該自動販売機の売上金額（税抜価格）に一定の率≪落札した率≫を乗じた額に、消

費税及び地方消費税の標準税率を乗じた額。ただし、売上手数料に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

③「電気使用料」

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、算出した額。

(3) 使用料は、契約後、年度ごとに一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合については、この限りでない。

(4) 売上手数料及び電気使用料は、月ごとに毎月納付するものとする。なお、それぞれ当月の実績を翌月10日までに本市に報告すること。

4 入札に付する事項

(1) 市有港湾施設に自動販売機を設置するための「売上手数料」の率（％）

なお、当該割合の最低水準は、15％とする。

(2) 貸付場所及び台数

施設名称	所在地	貸付箇所	台数	販売実績	売上手数料の最低水準
まつやま・ほりえ海の駅 「うみてらす」	松山市堀江町 甲 1742-9	休憩所施設 南側	1台	5,161本 (令和5年度)	15%

※貸付場所は、別紙平面図を参照のこと。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、自動販売機の必要性及び利用状況並びに管理運営状況を勘案して、自動販売機の設置の延長に支障があると市長が判断した場合を除き、翌4月1日付に自動で契約更新を行うこととする。なお、更新する際は1年度ごととし、最長で令和12年3月31日まで更新できることとする。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年3月12日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間

（ただし、土日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

松山市北吉田町77-84

松山市都市整備部空港港湾課 港湾担当（電話089-994-5247）

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明書（市町発行のもの）		○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	

④	確定申告書（写）		○
⑤	松山市税の完納証明書	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※③、⑤、⑥は発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に、必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。

(※郵送、電話、ファクス、インターネットによる受付は行わない。)

6 入札参加資格の確認等

上記5(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和7年3月17日(月)までに、申請者あてに結果を通知する。なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時並びに場所

入札名：自動販売機設置場所貸付（まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」）

日 時：令和7年3月21日（金）14：00から

場 所：松山市二番町四丁目7-2 松山市役所別館4階第2会議室

8 設置者費用負担

(1) 自動販売機設置料

(使用料、売上手数料、電気料（電気メーター設置に係る経費を含む）)

(2) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用

9 契約

落札者決定後、令和7年3月31日までに、落札した者と自動販売機設置契約を締結する。

10 問合せ先

791-8041

松山市北吉田町77-84

松山市都市整備部空港港湾課 港湾担当 永井、福本、松村

電話：089-994-5247

E-mail：kuukou@city.matsuyama.ehime.jp